

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（案）

意見公募手続の結果について

令和5年7月25日

経済産業省

地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（案）について、令和5年5月30日から同年6月28日まで意見公募手続を実施した結果、27件の御意見が提出されました。

提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理しております。

なお、本件意見募集とは直接関係の無い御意見（2件）に対して、経済産業省の考え方はお示ししておりませんが、内容につきましては承っております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
○事業者の定義について		
1	今まで企業や中小企業としていたところを事業者としたことは良いことだが、宗教法人や政治団体まで事業者として扱われて補助金などの優遇を受けられる可能性も出てくる。宗教法人については昨今問題視されているし、コロナ禍において政治団体が民間企業向けの助成を利用して批判を受けた。このため、事業者という表現は、事業者（宗教法人や政治団体などは除く）とした方が良いのではないか。	地域経済牽引事業は、法人形態等にかかわらず、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことを要件としております。 なお、承認地域経済牽引事業者が、補助金等の支援を受ける際には、当該施策の要綱等に規定されている条件を満たす必要がございます。
2	この方針によって支援対象とされている「事業者」から、日本国内に事業所を設置してビジネスを行う外国会社や外資系企業が除外されていないか確認させてください。	地域経済牽引事業は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことを要件としており、その実施主体について法人形態等で制限は設けておりません。
○WTO 協定等国际ルールへの遵守について		
3	WTO 補助金及び相殺措置に関する協定には内外無差別の原則があります。地方公共団体も同協定の対象であり、この方針に基づいて行う補助金等の政策も例外ではないことを確認させてください。仮に例外だとするならば、同	地方公共団体が主体で行う補助金等の支援策につきましても、その実施にあたっては、WTO 協定の誠実な履行を妨げることがないように同協定に定める内外無差別の原則等の国際ルールに則って適切に行われるものと想定しております。

	協定のどの条項に基づき例外としているのか教えてください。	
4	<p>該当箇所</p> <p>地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項</p> <p>意見内容</p> <p>「地方公共団体は（中略）その実施スケジュールを定めるものとする。」と記載があるが、同記載に加える形で、「また、実施にあたっては、WTO 補助金協定等の国際ルールを遵守するとともに、補助金の規律強化を求める動きを認識し、実施しようとする施策が市場に悪影響を与えることがないように留意するものとする。」と挿入すべきである。</p> <p>理由</p> <p>該当箇所の下位に（3）として「その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項」があり、当該事項には、地方公共団体に取り組むべき施策が列挙されている。</p> <p>地方公共団体によっては、WTO 補助金協定等の国際ルールを理解せずに、輸出補助金等の禁止補助金に当たる施策を企画・実施してしまう可能性がある。現に、コロナ禍の中で、地域産品の原価補助や高額・高補助率の補助金施策等の WTO 補助金協定等との関係で疑義が生じかねない施策を実施する地方公共団体も現れたところである。コロナ禍も一服した中で、意識の正常化を図る必要がある。</p> <p>仮に、地方公共団体が実施した施策に対して、諸外国が WTO 通報や対抗措置をとった場合、一地域の問題にとど</p>	<p>地方公共団体が主体で行う補助金等の支援策につきましても、その実施にあたっては、WTO 協定等の誠実な履行を妨げることがないよう適切に行われるものと想定しております。</p>

	<p>まらず、我が国全体に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、2020年1月24日に開かれた日米欧三極貿易大臣会合では、「過剰能力の分野又は産業における独立の民間資本から長期の資金又は投資を調達することができない企業に対する補助金」等を禁止補助金としてWTO補助金協定に追加すべきとしたほか、「非競争的な企業を存続させ、市場からの退出を妨げるような補助金」等は著しい悪影響がないことを立証されない場合は廃止すべきであるという認識を共有し、共同声明を発表した。</p> <p>このように我が国として米欧と強調して補助金の規律強化を図っている中で、貿易担当大臣としての側面も併せ持つ経済産業大臣が作成する方針に関連して、地方公共団体がWTO補助金協定や日米欧三極貿易大臣会合共同声明の趣旨に反する過剰な補助金施策等を実施してしまった場合、諸外国からの信用を失うとともに、現に輸出補助金等の不公正貿易を行っている疑いがある国に対しても意見を出しにくくなる。</p> <p>このため、方針に、国際ルールを遵守する旨を明記することで、地方公共団体に規律強化の必要性を認識させていくことが必要である。</p>	
○事業者の成長促進等について		
5	<p>地域の政策資源には限りがあるため、政策対象の取捨選択を図る必要があるなか、その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項には、既存の地域産業・地域企業の存続を前提とした事項がなく不十分だ。</p>	<p>第1ニ(3)②事業者の成長促進等にて、中小企業が中堅企業へと成長した後も、地域経済牽引事業の促進に当たって引き続き支援を講ずることを明記しており、既存の地域産業・地域企業の存続を前提とした記載となっております。</p>
6	<p>地域経済が衰退する原因の一つに、衰退地域特有の出る杭は打たれる文化を代表とするムラ社会構造・前近代性がある。</p>	<p>御意見のありました「事業者の成長促進等」にかかる点につきましては、「事業者の成長段階に応じた支援」に包含されるものと考えておりますので、今回の改定では原案通り</p>

本告示案には、出る杭をより伸ばそうとするための方策を規定していると評価できる面もあるが、その内容は不十分であり、また、出る杭を打つ者を排除するための方策やムラ社会構造・前近代性を改善しようとするための方策はなんら規定されていない。

このため、次のとおり、箇所ごとに意見を提出する。

その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

事業者の成長促進等

「事業者の海外展開支援の強化を図ることが有効である。」に続けて、「また、成長意欲や自己変革意欲を有する事業者が地域内において他の事業者や団体から不当な同調圧力を受けることがないように、地域の事業者の意識変革に取り組むことが必要である。」と加えるべきである。

成長意欲や自己変革意欲を有する事業者が、有能な人材を確保しようと賃金水準を上げたり、労働環境の改善を図ろうとすると、地域内の他の事業者から地域の賃金相場より高い求人を出す等と圧力がかかることがある。俗に低賃金カルテルといわれているものである。また、海外展開に向けて、進出予定国の言葉を母語とするスタッフを雇おうとすると、日本企業なのに外国人を雇うとはなにごとか、地域の治安が悪化するなどと人権侵害にも近い暴言を吐いて、止めようとする事業者もいる。また、このような出る杭を打とうとする事業者が地域内の経済団体の役員の場合、その地位を利用した圧力をかけることもある。

今後、このようなことが生じることがないように、上記の一文を加え、取組を進めていくべきである。

といたしますが、いただいた御意見は今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。

○重要産業の特定について

<p>7</p>	<p>二十年先、三十年先と地域の未来・子供たちの未来、を見据えて地域の産業構造を構築していくなかでは、早期の市場からの撤退か業態転換を促していくべき産業もある。</p> <p>例えば、カーボンニュートラルを目指す国際的な流れのなかで、石油の製油所の閉鎖を決めた企業がある。国際的な流れのなかで、ガソリン需要が減少することには抗えず、製油所を閉鎖するとした企業判断は間違っただけとはいえない。しかし、ここで問題となるのは、製油所が立地していた自治体が閉鎖を問題視し、待ったをかけるような事態が発生していることだ。</p> <p>自治体が、足元数年の雇用維持や税收維持といった短期的視点しか持ち合わせていない場合、企業側の撤退戦略・業態転換戦略に悪い影響を与え、結果、中長期的視点では共倒れにしかない方向へと動くこともある。</p> <p>このような事態が発生することを防ぎ、中長期的な視点から地域経済の振興に向けた施策が講じられるよう、衰退予想産業の撤退・地域産業構造転換支援といった事項も設けるべきだ。</p> <p>地域経済牽引事業の促進に資する重要産業を特定するべきとしているならば、地域経済牽引事業の促進を阻害する衰退産業の特定もするべきであるし、できるはずだ。</p>	<p>第1ニ(3)③地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化への支援にも位置付けております通り、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業としており、地方公共団体が地域経済分析システム等を活用して重要産業を特定するプロセスのなかで、衰退産業の特定および地域産業の構造展開も、必要に応じて検討されるものと想定しております。</p>
<p>8</p>	<p>重要産業を特定し、その振興に資する施策を講じるにあたっては、WTO協定等の国際ルールを遵守すること。</p> <p>地方公共団体には、国の方針との調和だけではなく、WTO協定等の国際ルールの遵守も求め、その旨を基本的方針に明記すること。</p>	<p>基本方針においては、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業としており、この特定にあたっては、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら、WTO協定等の誠実な履行を妨げることがないように、地域経済分析システム等も活用して適切に行うものと想定しております。</p>
<p>9</p>	<p>地方の企業にDXもGXもいない。国のせいで役場も厳しくなって消防団や商工会青年部での飲み会に補助金が</p>	<p>基本方針において、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業としており、この特定にあたって</p>

	<p>出なくなった。今までは補助金もあるからみんな旅行にも行けて社会勉強になった。</p> <p>DX やGX よりも飲み会に対する補助金を復活させたほうが地方の経済は回る。</p> <p>地元を捨てて出てった奴らのキレイごとなんかより地元に残って経済を回している商工会青年部の意見を採用したほうがいい。役場からの補助金が無くなって青年部の飲み会も減った居酒屋の意見も聞いて方針作れ。居酒屋だって重要産業だから振興しろ。</p>	<p>は、地域において、地域経済分析システム等を活用して行われるものと想定しております。</p>
10	<p>その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項</p> <p>「地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援」への意見</p> <p><u>「特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業」について、同一業種に属する事業者数が何社、合計従業員数が何人以上などと最低要件を示すべき。</u>要件が曖昧だと、地方百貨店などの個別の衰退企業への延命支援に用いられかねない。</p>	<p>第1ニ（3）③地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化への支援においては、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業としており、この特定にあたっては、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら、地域経済分析システム等も活用しつつ適切に行うものと想定しております。</p>
○人材の育成・確保支援について		
11	<p>改正指針案第一のホ（7）人材育成・確保支援について</p> <p>「高度外国人材と事業者のマッチング」とあるが、高度専門職の在留資格を有する人材を指すのだとしたら、非現実的かつ地方の実態にそぐわないため、より広範な表現である「外国人労働者」か、現実的かつ地方の実態にそった「特定技能の在留資格を有する人材」という表現に改めるべきである。また、高度外国人材という表現を改めない場合においても、外国人労働者の受け入れにあたって地方公共団体に求める支援はマッチングではなく、事業者側の受け入れ態勢の是正指導と経営</p>	<p>「高度外国人材」については、高度専門職の在留資格を有する人材のみを指すものではございません。</p> <p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見も踏まえ、地方公共団体等において、人材育成・確保への支援が適切になされるよう検討してまいります。</p>

	<p>者に対する人権教育・法令遵守教育である。</p> <p>人権意識・法令遵守意識が低い事業者・経営者は少なからず存在し、それが故に外国人技能実習制度の見直しも進められているものと認識している。意識が低い事業者・経営者が地域内に温存されると、当該地域単位で外国人材側から敬遠・忌避され、当該人材の地域定着を阻害するおそれがある。</p> <p>よってマッチングではなく、事業者・経営者に対する教育事業の要素を盛り込むべきである。</p>	
12	<p>方針では、兼業・副業人材と事業者のマッチングを行うとされています。兼業・副業人材には、個人事業主・フリーランスも含まれていると思います。</p> <p>今年、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス保護法が成立しました。地域の事業者とマッチングを行う際は、フリーランス保護法を守ることを条件にして、フリーランスが、セクハラ・パワハラ事業者とマッチングされることが無いよう、市役所・町村役場を指導してください。</p> <p>コロナ禍で地方に移住しつつも定着できなかったフリーランスとしての経験になりますが、田舎にいくほど、企業経営者の質が落ちる気がします。経営手腕というよりは、セクハラ・パワハラ体質という面での質です。よそ者に仕事を与えてやっているという態度で安価で買い叩いたり、業務外で、青年部の飲み会への参加とお酌して回ることを強要したりします。また、そのような人ほど、商工会や観光協会の役員だったりして、役場に相談しても対応してもらえないです。むしろ、役場の方がこの地域でうまく仕事していくためには、商工会役員に気に入られな</p>	<p>フリーランスと発注事業者との取引に係るハラスメント等の問題については、今後「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」などを踏まえ、必要な措置が講じられるものと想定しております。</p>

	<p>ければいけない、この町では女が酌をするのが当たり前だからだと、セクハラ加害者を擁護するような発言もします。</p> <p>個人的には、セクハラ・パワハラ体質、コンプラ意識ゼロの経営者が野放しになっていて、また、その経営者が商工会などの役員として地域の顔役になっているから誰も注意できないことが、地域経済に新規参入者があられない原因の一つだと考えています。</p> <p>兼業・副業人材に地域に定着してもらいたいのであれば、まずは、なぜ定着しないのかを検証し、それが地域側の問題であれば、それを直さないと、いくらマッチングしても定着しません。</p>	
13	<p>人材確保育成支援として特定技能2号資格の取得支援を追加してください。技能士1級は日本人でも難しいです。一企業で外国人従業員のサポートをするのは限界があります。自治体もサポートをお願いします。</p>	<p>地域経済牽引事業の実施において、高度外国人材の育成・確保は重要であると考えております。一方で高度外国人材の育成・確保に資する具体的な支援方法については、基本計画のガイドラインに追記することを検討しております。</p>
14	<p>審議会の資料、動画も観たうえで意見する。</p> <p>まず、前提として、現案は、耳触りの良い言葉や施策を並べた総花的なものと言わざるを得ず、地方創生の世界で狂犬と言われている方のような経済産業省にとって耳の痛いことも直言する人も審議会に入れた上で改めて議論すべきと考える。</p> <p>人材育成確保支援に「外国人」を含めた点を盛り込んだ点は評価できるが、不十分な点がある。</p> <p>人材育成確保支援では、単にマッチングを進めるというだけで、企業・経営者側の問題を解決しようとする施策がない。外国人技能実習生問題のように、企業・経営者の人権意識が低いがために生じた問題がある。そのような企業・経営者がなんら変わることがないままマッチングを進めても、また新</p>	<p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見も踏まえ、地方公共団体等において、人材育成・確保への支援が適切になされるよう検討してまいります。</p>

	<p>たな問題が生じるだけである。人権意識が低い企業・経営者を地域から根絶していくための教育的措置を盛り込むべきである。</p>	
15	<p>地域経済が衰退する原因の一つに、衰退地域特有の出る杭は打たれる文化を代表とするムラ社会構造・前近代性がある。</p> <p>本告示案には、出る杭をより伸ばそうとするための方策を規定していると評価できる面もあるが、その内容は不十分であり、また、出る杭を打つ者を排除するための方策やムラ社会構造・前近代性を改善しようとするための方策はなんら規定されていない。</p> <p>このため、次のとおり、箇所ごとに意見を提出する。(再掲)</p> <p>人材育成・確保支援</p> <p>「兼業・副業人材や高度外国人材と事業者とのマッチング及び当該人材の地域への定着支援が有効である。」に続けて、「また、労働法制の知識や人権意識に欠ける事業者に対しては、教育・是正措置を行う等、労働市場における地域の信用毀損防止に取り組むことが必要である。」との一文を加えるべきである。</p> <p>外国人技能実習生も含め、外国人材に対して、最低賃金割れの賃金しか払わなかったり、パスポートや在留カードを取り上げて移動の自由を奪う事業者もいる。また、移住者である労働者や事業者に、地域の因習を一方向的に押し付けたり、時代錯誤なセクハラ・モラハラを行う事業者もいる。SNSも発展した時代において、このような事業者を放置すると、国内外の労働市場において地域単位で信用・評価を失墜し、人材が集まらなくなる。</p>	<p>「人材育成・確保支援」にかかる点につきましては、「地域経済牽引事業の実施に資する人材」の育成・確保のための支援策について記載している部分であり、是正措置など事業者に制限を設けるような記載は馴染まないため、今回の改定では原案通りといたします。なお、いただいた御意見は今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>今後、このようなことが生じることがないように、上記の一文を加え、取組を進めていくべきである。</p>	
<p>○賃上げ促進支援について</p>		
<p>16</p>	<p>パートナーシップ構築宣言企業に対する優遇措置を設けることを自治体に奨励することは、優遇措置・補助金だけを目当てにしたウォッシングを招くため反対する。</p> <p>パートナーシップ構築宣言を利用したSDGsウォッシュを懸念する意見が下請企業や労働者・消費者から出始めている。</p> <p>パートナーシップ構築宣言は、ただ好き勝手に宣言させているだけで、宣言内容が履行されているかを確認する仕組みや宣言に反した場合のペナルティ措置が設けられていない。このため言った者勝ちになっており、「やります感」の演出に使われている。</p> <p>上場企業であれば投資家による監視機能もまだ働いているかもしれないが、非上場のオーナー支配企業が圧倒的多数を占める地方で、パートナーシップ構築宣言を奨励すると、優遇目当てのウォッシュ企業が増え、いずれ地域全体の信用を失わせるおそれすらある。また、宣言を鵜呑みにした新卒者がブラック企業に入社し被害を受けた場合、やはり地元(田舎)の企業は信用できないと都会に流出する可能性まである。</p> <p>削除が難しいなら、せめて、パートナーシップ構築宣言の履行内容を定期公表する企業、などと、優遇対象の企業範囲を限定すべきだ。また、履行内容の定期公表すらできない企業の宣言は無効にすべきだ。</p>	<p>パートナーシップ構築宣言については、宣言の拡大に加えて、宣言内容が履行されることによる実効性の向上が重要です。このため、宣言状況の取組状況を把握するための調査を実施した上で、その結果を宣言企業の代表者宛にフィードバックすることなどに取り組んでおります。こうした取組を継続することで、宣言の拡大と実効性の向上を進めてまいります。</p>
<p>17</p>	<p>賃上げ促進支援として、地方公共団体にパートナーシップ構築宣言企業向けの優遇措置の導入を奨励している点について、以下、3点意見する。</p>	

1. 2022年7月22日時点の宣言企業に対して経済産業省が行った調査によると、宣言内容への抵触が認められた企業が188社いるとのことだった。このような宣言内容と実態が伴わない企業についても、地方公共団体として優遇措置の対象とすべきなのか、経済産業省はそれを奨励するのか。経済産業省の見解を問う。

2. 上記1の188社の宣言抵触企業の社名は公表されておらず、地方公共団体として確認するべきがない。パートナーシップ構築宣言企業向けの優遇措置の導入を奨励するのであれば、宣言抵触企業の社名を公表するか地方公共団体に情報提供すべきであるが、経済産業省としてどのように考えているのか。公表・情報提供の予定もなく検討をする気もないのであれば、宣言した者勝ち・言った者勝ちを経済産業省として許容しているとも受け止められるため、宣言企業向けの優遇措置の導入に関する記載は削除すべきである。

3. 2022年の財政制度等審議会において、事業再構築補助金のフルーツサンド問題が取り上げられ、安易な事業再構築が濫造されているのではないかと指摘があった。パートナーシップ構築宣言においても、宣言企業向けの優遇措置を設けることを地方公共団体に奨励した場合、安易な宣言企業が全国各地で濫造されるおそれがある。宣言企業向けの優遇措置を設けることを地方公共団体に奨励するのであれば、上記2で求める宣言抵触企業の公表等を行い、安易な宣言企業が生まれることを抑制する取組が必要と考えるが、経済産業省としてどのように考えているのか。取組を行う予定もなく検討をす

	<p>る気もないのであれば、宣言した者勝ち・言った者勝ちを経済産業省として許容しているとも受け止められるため、宣言企業向けの優遇措置の導入に関する記載は削除すべきである。</p>	
18	<p>賃上げ促進に向けてパートナーシップ構築宣言企業に対する政策優遇が効果的であると記載されていますが、ものづくり補助金や事業再構築補助金での優遇が開始されてから、一部の商工会議所やコンサルでは補助金の採択率を高めるためにとりあえず宣言しておけばよいという指導が企業に行われており、実態を伴わない宣言が生み出されているという副作用も生じています。</p> <p>また、GXに関連しても同じくものづくり補助金や事業再構築補助金にグリーン枠が設けられたことを受け、グリーンウォッシュに近い行為を企業に促す商工会議所やコンサルが出つつあります。</p> <p>賃上げやGXに向けた取り組みを事業者に促す、促していく主体の一つとして地方公共団体を位置づけるという点は賛同するものですが、形ばかりの宣言やグリーンウォッシュが地域で横行しないような仕組みづくりも検討し、それとセットで地方公共団体に示す必要もあるのではないのでしょうか。</p>	<p>パートナーシップ構築宣言については、宣言の拡大に加えて、宣言内容が履行されることによる実効性の向上が重要です。このため、宣言状況の取組状況を把握するための調査を実施した上で、その結果を宣言企業の代表者宛にフィードバックすることなどに取り組んでおります。こうした取組を継続することで、宣言の拡大と実効性の向上を進めてまいります。</p> <p>また、GXを地域実装していくためには、地方公共団体等が正確な知識を持ってGXの推進に向けて取り組んでいけるような周知・支援等を行うことが重要です。</p> <p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見は今度の政策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
19	<p>その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項</p> <p>「賃上げ促進支援」への意見</p> <p>エネルギーコスト等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境が整備されることの必要性については異論ないが、それ以上に必要なのは、最低賃金あるいはそれ以下の条件（サービス残業など）で従業員を雇用するブラック企業の排除である。このようなブラック企業が低賃金をもとに</p>	<p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見も踏まえつつ、賃上げ促進が適切になされるよう検討してまいります。</p>

	<p>した安値受注・価格破壊を行うため、他の企業が疲弊している。ブラック企業対策についても地方公共団体に取組を求めるべき。</p>	
<p>○GXの促進支援について</p>		
<p>20</p>	<p>事業者のGX促進は、2050年カーボンニュートラル目標に向けて地方公共団体としても長期的かつ継続的に取り組むべき施策であり、今回新たに地方公共団体として行うべき取組に位置付けることは、時宜に即したものだと考えます。</p> <p>一方で、事業者のGX促進に関する費用は、現状、普通交付税の算定で考慮されておらず、継続的に施策を実行することは難しいところです。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地方財政措置として、減収補填制度がありますが、事業者のGX促進に向けた施策は、税制措置だけではなく、相談窓口事業のようなソフト支援もあるところで、減収補填制度でカバーできない経費の方が多いです。また、地方創生推進交付金は個別の予算措置であり、長期的な取組を行うにあたっての安定財源とはみなしにくいのが実情です。</p> <p>本方針が、画餅に終わらないよう、普通交付税算定への反映にも取り組んでいただきますようお願いいたします。可能であれば、方針にも、地方公共団体に対する財政措置の考え方や方向性を明記いただければ幸いです。</p>	<p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見も踏まえつつ、継続的に取り組んでいただくための方策を検討してまいります。</p>
<p>21</p>	<p>GX実現に向けた基本方針にも「中小企業等の取組を中小企業支援機関や地域金融機関等からプッシュ型で支援する体制を構築するため、支援機関向けの講習会の実施や脱炭素化支援に関する資格の認定制度を創設することなどによる支援機関等の人材育成を支援する。加えて、支援機関に対してカーボンニュートラル関連施策の情報提供、地域ぐるみでの支援体制の構築等を通</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>

	<p>じた支援機関の体制強化を進めていく。」とあり、地域未来投資促進法に基づく基本方針においてもGX促進に向けた取組を行うことを地方公共団体に促していくことは賛成する。</p>	
○地域経済牽引支援機関について		
22	<p>改正指針第一のホ柱書きについて「地域経済牽引支援機関は、(中略)地域の金融機関等が想定される。」の部分で、例示のひとつとして「商工会・商工会議所」とあるが、当該例示は不適切であり削除すべきである。</p> <p>他に例示された組織と異なり、「商工会・商工会議所」は任意加入の事業者団体であり、地方公共団体から支援を受ける事業者あるいは支援を受けようとする事業者の関係者ともなりえ、利害関係性が強いためである。</p> <p>「信用金庫・信用組合」も協同組織金融機関であり事業者団体の一種ともいえるが、金融業としての業規制・行為規制がなされているので、まだ許容できるが、「商工会・商工会議所」はそのような業規制・行為規制がない事業者団体であるため、例示を許容できない。</p> <p>「商工会・商工会議所」は事業者団体としての政治的主張をすることも珍しくなく、また当該主張の中には賃上げに対する反対意見も見受けられ、改正指針において取り組むべきとされる事業内容との齟齬が目立つ。また、外国人技能実習制度等において問題行為を起こした事業者・経営者が役員に就任している例、市長選挙に対する関与が会頭選挙の争点になった例等もあり、地方公共団体が連携する相手方としてなんら前提条件なく例示することは不適切である。</p>	<p>地域経済牽引支援機関は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下、「法」という。)において地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者と規定しておりますが、地域経済牽引事業者との関係についての規定はございません。商工会と商工会議所は商工会法、商工会議所法において地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とされており、地域企業にとって重要な存在であると考えております。</p>

	<p>改正指針案第一のホ（５）研修について</p> <p>現行指針の「業界団体」という例示を削除したことは評価する。</p> <p>改正指針第一のホ柱書きにおける「商工会・商工会議所」という例示も同様に削除すべきである。</p> <p>業界団体という迂遠な表現をしたとしても、その性質は、事業者団体であり、地方公共団体の政策の方向性・事業内容によっては利益相反する可能性があるため、削除は好ましい。</p>	
23	<p>地域経済牽引支援機関として商工会を記載することは反対せざるを得ない。</p> <p>つい先日にも商工会青年部の会合で20代女性へのおいせつ行為があったとして新潟県警に関係者が逮捕されたばかりだ。このような組織に何を支援させるというのか。</p> <p>地域経済の復活のためには若者・女性が働きやすい、暮らしやすい環境を作るのが大事だ。経産省も良質な雇用、可処分時間の増加という考え方を示しているし、今回の改正案でも人材の確保・定着支援を拡充しているのは、そのような流れを踏まえたものだと思う。これは評価する。</p> <p>だからこそ、時代錯誤な女性観・因習を残す組織を支援機関と扱うことは残念だ。はたして、そのような組織が行政から支援機関と扱われている地域に若い女性が働きにくるだろうか。</p>	<p>地域経済牽引支援機関は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「法」という。）において地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者と規定しております。商工会と商工会議所は商工会法、商工会議所法において地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とされており、地域企業にとって重要な存在であると考えております。</p>
24	<p>26 ページ目、地域経済牽引支援機関になれる組織を限定する意味が分からない。</p> <p>地域の金融機関・・・地方でもネット専業銀行使うし、飲食とかだと売上入金用にセブン銀行も使う。だって便利だから。なんで地銀・信金に限定するのか。</p>	<p>第一ホに、「商工会・商工会議所」や「地域の金融機関」と記載しているのは、法において地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者と規定しております地域経済牽引支援機関の例示であって、当該支援機関の対象を限定するものではございません。</p>

	<p>商工会・商工会議所・・・他にも青年会議所だったり法人会とか経営者の集まりもあるのに、なんで商工会・商工会議所に限定するのか。飲み会と足の引っ張り合いしかしないのに。</p> <p>この方針ができて、市役所が地銀・商工会と組んで、国が決めた方針だから、地域の企業は地銀をメインバンクにしましょう、商工会に入りましょうと言うのだけはやめてほしい。</p> <p>使わない理由、入りたくない理由が企業ごとにあるんだから。</p>	
25	<p>この方針によって地域経済牽引支援機関になれるとしている「商工会議所」から、在日外国商工会議所が除外されていないか確認させてください。</p>	<p>第一ホに、「商工会・商工会議所」等を記載しているのは、法において地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者と規定しております地域経済牽引支援機関の例示であって、在日外国商工会議所を除外するものではございません。</p>
26	<p>「地域経済牽引支援機関は、次に掲げる地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であって、公設試験研究機関、産業支援センター、大学・高等専門学校、商工会・商工会議所及び地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が想定される。」について、これまでの基本方針では、経営能率の向上や研修の文脈で弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士もあげられていたのに、商工会・商工会議所と地域金融機関だけ残すのは不公平だ。</p> <p>一方、商工会・商工会議所も含め、能力水準や体制にはバラつきがあるため、すべてを対象としてあげていくのも不合理であることもわかる。</p> <p>このため、実態は別として、能力水準や体制の確認が行われた支援機関として、次の表現に訂正するのはどうだろうか。</p> <p>「地域経済牽引支援機関は、次に掲げる地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であって、公設試験研究機</p>	<p>地域経済牽引支援機関は、法において地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者と規定しております。基本方針においては、地域経済牽引支援機関の例示を行っているもので、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等を排除するものではございません。</p>

	<p>関、産業支援センター、大学・高等専門学校、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営革新等支援機関・情報処理支援機関及び地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が想定される。」</p> <p>特に、今回の改正でDXの促進も盛り込まれるが、DX系の支援機関はあげられていないため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営革新等支援機関、情報処理支援機関とすることで土業やITコンサルも含まれてバランスがとれる。また商工会・商工会議所も両認定を受けることができ、全数ではないにしても実際に含まれており、この点でもバランスが良い。</p> <p>地方公共団体側から見ても、地域の企業の振興に向けてタッグを組む相手の選択肢が増えることになるのでメリットがある。</p>	
27	<p>地域経済が衰退する原因の一つに、衰退地域特有の出る杭は打たれる文化を代表とするムラ社会構造・前近代性がある。</p> <p>本告示案には、出る杭をより伸ばそうとするための方策を規定していると評価できる面もあるが、その内容は不十分であり、また、出る杭を打つ者を排除するための方策やムラ社会構造・前近代性を改善しようとするための方策はなんら規定されていない。</p> <p>このため、次のとおり、箇所ごとに意見を提出する。（再掲）</p> <p>地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項</p> <p>「地域経済牽引支援機関は、次に掲げる地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であって、公設試験研究機関、産業支援センター、大学・高等</p>	<p>今回の改定では原案通りといたしますが、いただいた御意見は今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>専門学校、商工会・商工会議所及び地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が想定される。」について、「地域経済牽引支援機関は、次に掲げる地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者であって、過去五年において法人又はその役員が競争法制や労働法制に違反したことがない者とする。」と修正すべきである。</p> <p>原案で示されている団体の中には、談合事件で逮捕された会長がいる団体、談合に関与したことが発覚・起訴され会頭が引責辞任した団体がある。いずれの事件もこの2、3年の出来事である。</p> <p>このような情勢の中で、当該団体の法人格の根拠法を所管し監督権を有する経済産業大臣、建設業法を所管する国土交通大臣、地方自治法・地方公務員法を所管する総務大臣等が連名で制定する本告示案で、当該団体にお墨付きを与えるような規定をすることは、地域における談合の許容とも受け止められかねない。</p> <p>一方、当該団体のすべてが談合許容団体とも言い切れないため、直近、例えば過去五年において、本告示案に関連する法令（経済の憲法である独占禁止法に関連する競争法制、賃上げ・人材確保に関連する労働法制）違反の事実がない法人に限定し、支援機関としての適格性を確保してみるのはいかがでしょうか。</p>	
○その他		
28	<p>事業者のDXやGX促進に向けた取組を地方公共団体も行うべきという点は異論なく賛成するのですが、地方公共団体の財源・マンパワーには限りがあります。</p> <p>これまでの施策も行いながら、新たな施策を単純追加、上乘せするには、財源が必要です。</p>	<p>改定基本方針に新たに盛り込まれた事業者のDXやGX促進支援などの事業環境整備項目については、地方公共団体が当該項目を含む基本計画を策定した場合、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプの特例）の対象となるなど、地方公共団体の事業実施に対する財源について措置するところですので。</p>

	<p>国と地方公共団体の役割分担、国がやるべきことは国がやり、地方公共団体がやるべきことは地方公共団体と、国から地方への財源委譲も含めて検討し、適切な財源措置をお願いします。</p>	<p>なお、御意見のありました、国と地方公共団体の役割分担につきましては、基本計画のガイドラインに追記することを検討しております。</p>
29	<p>今回の改正案では、GX、DX、重要産業のサプライチェーン強靱化等に必要事業環境整備等を地方公共団体に求めています。</p> <p>これらの事業環境整備に向けた取組を地方公共団体も行うべきという点は反対できるものでもないのですが、取組を行うためには財源が必要です。地方公共団体が行うべき取組は産業振興だけではありません。子育て対策にも力を入れていかなければいけません。このようななかで、今回の改正案に向けた取組を行うための財源として、地域住民に負担増をお願いすることは困難です。</p> <p>必然、既存財源のなかでのやりくりで行うこととなります。行政の肥大化を防ぐためにも必要性が乏しくなった施策や政策効果を期待できない施策をスクラップし、当該スクラップによって生まれた財源を新たな施策に充てるのが望ましいです。</p> <p>しかし、今回の改正案は地方公共団体にビルドを求めるのみで、スクラップがありません。施策のスクラップ&ビルドは、地方公共団体の責任と裁量において行うべきとのことであれば、その旨を方針に記載するとともに、地方公共団体による施策スクラップに対して国は干渉しないようにお願いします。</p> <p>例えば、商工会・商工会議所が行う記帳指導に対して補助を行っていますが、いまどきこのようなことに補助をする必要があるのかという声は地域内からも出ています。このため、今回の改正案に基づいて施策を講ずるにあ</p>	<p>改定基本方針に新たに盛り込まれた事業者のDXやGX促進支援などの事業環境整備項目については、地方公共団体が当該項目を含む基本計画を策定した場合、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の特例の対象となるなど、地方公共団体の事業実施に対する財源について措置するところで</p> <p>す。</p> <p>また、地方公共団体は、改定基本方針に定められた事業環境整備項目の中から、地域の実情に応じて選択し、基本計画に位置づけることとしております。</p> <p>なお、取組内容も含め、実施方法につきましては地方公共団体が主体となって計画・実行していくものであり、国と地方公共団体の役割分担についてガイドラインへの追記を検討しつつ、必要な支援を行ってまいります。</p>

	<p>たっては、商工会・商工会議所が行う記帳指導に対して補助を廃止または縮減し、DX 促進に向けた取組を行う団体への補助・業務委託へと予算を振り返ることも選択肢になります。</p> <p>地方公共団体が、このような選択肢をとることも、国として是認してください。また、是認していることがわかる記載が、改正案に記載されますと、地方公共団体としても新たな産業振興施策体系を構築するにあたっての改革を行いやすくなります。</p>	
30	<p>第 22 回地域経済産業分科会では自治体の規模の大小がある中で都道府県と基礎自治体の役割分担をどう考えるか提案しても良いのではないかと委員から意見があった(議事録 26 ページ)。</p> <p>一方で今回の方針案では従来どおりに都道府県も基礎自治体も一緒くたにまとめており、何を都道府県に期待し、何を基礎自治体に求めているのか判然としない。</p> <p>審議会での委員意見がどのように反映されているのか、あるいは、どのような理由で反映しないという政策判断をしたのか教えてもらいたい。</p>	<p>地域経済牽引事業を効果的かつ効率的に進めていくためには、基本計画の作成段階から、基本計画の作成主体であり、地域整備についての多くの権限を有する都道府県と事業者の実態を詳細に把握する市町村とが、それぞれの権限や強み等を活かす形で互いの役割分担を明確にすることが重要と認識しております。</p> <p>国や各自治体の具体的な取組をまとめた事例集なども参考にしながら、基本計画を作成し、地域経済牽引事業を効果的かつ効率的に進めていただければと思います。</p>
31	<p>賃上げに向けて活用できる国の助成制度の申請書の作成支援は社労士資格か行政書士資格がなければできないのではないかと？</p> <p>この基本方針の記述と社労士法・行政書士法の間隔をあきらかにしてほしい。</p>	<p>第一ホ（８）の国の助成制度の申請書の作成支援については、相談、情報提供等を含む幅広い支援を想定しており、社労士・行政書士に限られるものではございません。</p>
32	<p>P. 8 の 3 行目、新旧ともに、具体的に定めるものとするの「する。」に改正箇所を示す傍線が引いてあるが、何がどう変わるのか。</p> <p>傍線の引き間違いであれば、訂正すべきであるし、本来は異なる表現であったものを新旧どちらかが誤記で、結果として新旧で同じ表現になったとす</p>	<p>新旧対照表 P. 2 において、「改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、」とございます。P. 8 の改正後について、「なお～」と追加する修正をしておりますが、追加部分の対応関係を明らかにするため、「する。」から傍線を引いており</p>

	ると重大な間違いであり、パブリックコメントの正当性を疑われる。	ます。他の箇所も同様の整理としております。
--	---------------------------------	-----------------------